

紙おむつ無料回収について

1 家庭ごみ処理手数料負担軽減制度の現状について

本市においては、平成 23 年 3 月に廃棄物減量等推進審議会から「家庭ごみの有料化について」の答申書を受け、減免措置として「福祉対策としての減免を検討する場合は、有料化がごみ減量への経済的な動機付けとなるように、手数料の全額免除や既存福祉サービスとの重複等を避けるべきである」との答申を受けております。

その後、本市ではごみ減量、リサイクル推進並びに負担の公平化のため、平成 25 年 7 月から家庭ごみ有料化を開始しており、家庭から出る燃やせるごみと燃やせないごみは有料指定ごみ袋で排出していただいておりますが、ごみの減量が困難な世帯（表 1）については、負担軽減のため有料指定ごみ袋を一定枚数交付しています。

表 1 家庭ごみ処理手数料の負担軽減対象世帯

対 象 世 帯	有料指定ごみ袋配付枚数・サイズ
・ 2 歳未満の乳幼児がいる世帯	20ℓ、240 枚一括配付
・ 苫小牧市で里帰り出産をする世帯	20ℓ、20 枚配付
・ 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業対象世帯	30ℓ、毎月 10 枚配送
・ 障がい者等日常生活用具給付等事業対象世帯	30ℓ、毎月 10 枚配送

また、減免に係る有料指定ごみ袋製造及び配送に係る費用は平成 29 年度決算で約 450 万円（表 2）になります。

表 2 減免に係る指定ごみ袋製造費等

減免用指定ごみ袋製造費（H29 実績）		
○ 30ℓの袋（高齢、障がい者）	約 3.5 万枚	約 45 万円
○ 20ℓの袋（乳幼児）	約 34 万枚	約 310 万円
配送経費		
○ 乳幼児関係	約 15 万円	、高齢者・障がい者関係 約 80 万円
合計金額	約 <u>450 万円</u>	
対象人数		
○ 乳幼児	：1,759 人（自己持帰り 1,405 件 配送 354 件）	
○ 高齢者	：約 280 人/月、年間約 3,000 件	
○ 障がい者	：約 150 人/月、年間約 570 件（不定期配送のため件数と比例しません）	

2 紙おむつ無料回収への課題等

本市においては、人口減少と少子高齢化が同時進行する中で、高齢者人口の割合は、平成30年2月末現在27.69%となり団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)には31.1%となることが予想され、これに伴って紙おむつ利用者も今後増加する傾向になることが見込まれます。

乳幼児については、紙おむつ利用時期等が個々により違い、2歳以上でも紙おむつを利用していることによる要望や、有料指定ごみ袋を給付することにより、燃やせるごみとリサイクル可能なプラスチック類や紙類等を混合して入れてしまう分別意識の低下にもつながることが懸念されます。

また、障がい者等日常生活用具給付事業対象世帯の中には、ストーマ用装具(注1)の給付を受けている利用者もあり、健康に不安を抱える高齢者、乳幼児及び障がい者の紙おむつ利用者に対する支援策は、行政に求められている課題の一つとなっています。

費用対効果については、減免に係る有料指定ごみ袋製造及び配送を含めて約450万円の削減効果になりますが、燃やせるごみの収集日に紙おむつの収集にかかる不適正排出指導、収集時間の増など、様々な影響が予測されます。

このことから、他市の事例や課題等も確認しながら調査研究した結果、すべての紙おむつの利用者の負担軽減を図ることが福祉対策として望ましいと考えられます。

注1 ストーマ用装具とは人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」もしくは「便」を貯留するための装具のこと。

3 紙おむつ無料回収の対象とする品目

対象品目～	対象としない品目(可燃物)～
<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ(汚物を取り除く) ・布おむつ(汚物を取り除く) ・尿とりパット ・お尻拭き ・介護用の清拭綿(清浄綿) ・ストーマ用装具(汚物を取り除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防水シート ・ペット用おむつ ・ペット用トイレシート ・生理用品

4 排出方法

- ・平成 30 年 10 月 1 日から、燃やせるごみの日に有料指定ごみ袋とは別袋で中身の確認できる透明・半透明の袋で排出する。
(従来通り燃やせるごみとして有料指定ごみ袋に入れて排出しても収集可能です)
- ・排出する袋については、おおむね 45ℓ以内、重さ 1 袋 10 kg 以内にする。
- ・事業系ごみ、特別管理一般廃棄物（注 2）は対象になりませんが、老人福祉法、社会福祉法等上、居宅（注 3）と定められる入所者の居室から排出した廃棄物については対象とします。

注 2 廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

注 3 サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等、家庭ごみとしてごみステーションを設置しごみ収集をしているところに限ります。

5 今後のスケジュール

	7月	8月	9月	10月
市民周知		市民説明会 (コミセン等) 市ホームページ掲載	クリーンとまこまい全戸配付 広報とまこまい9月号掲載 新聞広告掲載 市フェイスブック掲載	紙おむつ無料回収開始
関係者への周知	収集業者への周知 福祉関係施設への周知 福祉関連部署への周知 市議会への説明			